

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和6年6月5日（令和6年（行情）諮問第644号及び同第645号）、同年6月11日（同第683号ないし同第685号）

答申日：令和7年7月18日（令和7年度（行情）答申第191号ないし同第195号）

事件名：「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書5」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の3に掲げる165文書（以下、順に「文書2」ないし「文書166」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したこと及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を不開示とすることは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年4月12日付け情報公開第00099号、同日付け同第00100号、同月26日付け同第00181号、同年5月17日付け同第00310号及び同日付け同第00311号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分5」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書

ア 審査請求書 1 (原処分 1 及び原処分 2 に係るもの)

(ア) 電磁的記録の特定を求める。

前回開示決定で特定された文書も含め、令和 5 年度 (行情) 答申第 6 5 4 号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

(イ) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書 8 8」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示 (部分不開示) の範囲 (量) が明確になるように開示を実施する必要がある」(2 4 頁) と定めており、「部分開示 (部分不開示) の範囲 (量) が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(ウ) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(エ) 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

イ 審査請求書 2 (原処分 3 ないし原処分 5 に係るもの)

(ア) 上記ア (ア) とおおむね同旨。

(イ) 上記ア (イ) とおおむね同旨。

(ウ) 上記ア (ウ) と同旨。

(エ) 上記ア (エ) と同旨。

(2) 意見書 (原処分 1 に係るもの)

電磁的記録が存在するはずである。

本件対象文書のうち情報公開第 0 0 9 9 9 号で特定された文書には別掲 PDF とあることから、当該文書の電磁的記録は存在するはずである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分 1 (令和 6 年 (行情) 諮問第 6 4 4 号)

(1) 経緯

処分庁は、令和5年5月31日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書1の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和5年7月31日付け情報公開第00999号）、更に最終の決定として165件の文書を特定し、5件を開示、150件を部分開示、10件を不開示とする決定を行った（原処分1）。

これに対して審査請求人は、令和6年4月16日付けで、以下を求める審査請求を行った。

- ア 電磁的記録の特定を求める。
- イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。
- ウ 一部に対する不開示決定の取消し。
- エ 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書166の165文書である。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「前回開示決定で特定された文書も含め、令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。」旨主張する。本件審査請求を受けて改めて確認したが、原処分1で特定した文書以外に本件対象電磁的記録の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原処分1における文書以外に特定できるものはなく、審査請求人の主張には理由がない。

イ 審査請求人は、「開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書88」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」旨主張する。しかしながら、処分庁は不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」と主張している。しかしながら、処分

庁は対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分1を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

エ 審査請求人は、「審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。」と主張している。本件審査請求を受けて改めて確認したが、原処分1で特定した文書以外に本件対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原処分1における文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分1を維持することが妥当であると判断する。

2 原処分2（令和6年（行情）諮問第645号）

(1) 経緯

処分庁は、令和5年12月12日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書2の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和6年2月13日付け情報公開第02077号）、更に最終の決定として166件の文書を特定し、5件を開示、151件を部分開示、10件を不開示とする決定を行った（原処分2）。

これに対して審査請求人は、令和6年4月16日付けで、以下を求める審査請求を行った。

ア 電磁的記録の特定を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

エ 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書167の166文書である（原文ママ）。

(3) 審査請求人の主張について

上記1（3）と同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分2」と読み替える。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分2を維持することが妥当であると判断する。

3 原処分3（令和6年（行情）諮問第683号）

(1) 経緯

処分庁は、令和5年8月10日付けで受理した審査請求人からの開示請求「「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関して行政文書ファ

イル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第00999号（2023-00126）で「追加的に開示決定等を行う予定」に該当するもの全て、及び当該請求（2023-00126）の後に綴られた文書の全て。」に対し、相当な期間を定めて審査請求人に補正依頼を行ったところ（令和5年8月31日付け情報公開第01247号）、審査請求人からは請求件名を変更する旨回答越した（令和5年9月5日付け：変更後の件名）「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第00999号（2023-00126）で「追加的に開示決定等を行う予定」に該当するもの全て。）（本件請求文書3）。次いで法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和5年10月16日付け情報公開第01558号）、更に最終の決定として164件の文書を特定し、4件を開示、150件を部分開示、10件を不開示とする決定を行った（原処分3）。

これに対して審査請求人は、令和6年5月22日付けで、以下を求める審査請求を行った。

- ア 電磁的記録の特定を求める。
- イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。
- ウ 一部に対する不開示決定の取消し。
- エ 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書31及び文書33ないし文書166の164文書である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(3)と同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分3」と読み替える。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分3を維持することが妥当であると判断する。

4 原処分4（令和6年（行情）諮問第684号）

(1) 経緯

処分庁は、令和5年9月7日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書4の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和5年11月6日付け情報公開第01727号）、更に最終の決定として165件の文書を特定し、5件を開示、150件を部分開示、10件を不開示とする決定を行った（原処分4）。

これに対して審査請求人は、令和6年5月22日付けで、以下を求め

る審査請求を行った。

ア 電磁的記録の特定を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

エ 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書166の165文書である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(3)と同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分4」と読み替える。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分4を維持することが妥当であると判断する。

5 原処分5（令和6年（行情）諮問第685号）

(1) 経緯

処分庁は、令和5年11月20日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書5の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分の決定として1件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和6年1月19日付け情報公開第01999号）、更に最終の決定として164件の文書を特定し、4件を開示、150件を部分開示、10件を不開示とする決定を行った（原処分5）。

これに対して審査請求人は、令和6年5月22日付けで、以下を求める審査請求を行った。

ア 電磁的記録の特定を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

エ 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書31及び文書33ないし文書166の164文書である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(3)と同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分5」と読み替える。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分5を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年6月5日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第644号及び同第645号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月11日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第683号ないし同第685号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同月21日 審議（令和6年（行情）諮問第644号及び同第645号）
- ⑥ 同年7月1日 審議（令和6年（行情）諮問第683号ないし同第685号）
- ⑦ 同月16日 審査請求人から意見書を収受（令和6年（行情）諮問第644号）
- ⑧ 令和7年6月11日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（令和6年（行情）諮問第644号、同第645号及び同第683号ないし同第685号）
- ⑨ 同年7月14日 令和6年（行情）諮問第644号、同第645号及び同第683号ないし同第685号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、改めて検討した結果、別表2に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1及び本件請求文書4に係る文書の特定について

本件請求文書1及び本件請求文書4に係る開示請求書には、「「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」と記載されていることから、令和5年5月19日にG7首脳がG7広島サミットにおいて発出した「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」（以下「広島ビジョン」という。）に関して作成又は取得された文書の開示を求めていると解し、別紙の2に掲げる文書（以下「文書1」又は「先行開示文書」という。）及び別紙の3に掲げる文書2ないし文書166を特定し、文書1につき各先行開示決定（令和5年7月31日付け情報公開第00999号及び令和5年11月6日付け情報公開第01727号）を行い、文書2ないし文書166につき原処分1及び原処分4を行った。

イ 本件請求文書2に係る文書の特定について

（ア）本件請求文書2に係る開示請求書には、「「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」と記載されていることから、広島ビジョンに関して作成又は取得された文書の開示を求めていると解し、文書1ないし文書166を特定し、文書1につき先行開示決定（令和6年2月13日付け情報公開第02077号）を行い、文書2ないし文書166につき原処分2を行った。

（イ）原処分2に係る開示決定等通知書において、対象となる文書数を166文書としていたところ、正しくは165文書である。文書156を重複して数えていたために記載を誤ったものである。

ウ 本件請求文書3及び本件請求文書5に係る文書の特定について

本件請求文書3及び本件請求文書5に係る開示請求書には、「「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第00999号（2023-00126）で「追加的に開示決定等を行う予定」に該当するもの全て」と記載されていることから、本件請求文書1の開示請求（開示請求番号2023-00126）に係る先行開示決定（令和5年7月31日付け情報公開第00999号）で開示された文書1を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分1で特定された文書2ないし文書166を特定し、文書32につき各先行開示決定（令和5年10月16日付け情報公開第01558号及び令和6年1月19日付け情報公開第01999号）を行い、文書2ないし文書31及び文書33ないし文書166につき原処分3及び原処分5を行った。

エ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は

確認できなかった。

- (2) 当審査会事務局職員をして、原処分2に係る実施文書を確認させたところ、上記(1)イ(イ)の諮問庁の説明のとおり、文書156が重複して数えられていたことが認められた。

そうすると、文書数の訂正に係る諮問庁の上記説明は、特段不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。また、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書が作成又は取得されたことをうかがわせる事情も認められず、上記(1)エの探索の範囲に問題があるとも認められない。

以上によれば、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 別表1の番号1に掲げる部分について

当該部分が記載された文書は、外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書であると認められる。

ア 標記の不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は発受信時刻、パターン・コード、局課番号等であり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

イ かかる諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

- (2) 別表1の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、広島ビジョン及び核軍縮・不拡散に関して公にしないことを前提として関係国等との間でやり取りした内容が、具体的かつ詳細に記載されている。当該部分は、これを公にすることにより、関係国等とやり取りした内容が明らかとなり、我が国と関係国等との信頼関係が損なわれ、今後、関係国等との間で忌たんのない協議や意見交換が行えなくなるおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、関係国等との信頼関係が損なわれ、関係国等との間で忌たんのない協議や意見交換が行えなくなるおそれがある

とする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、広島ビジョン及び核軍縮・不拡散に関する我が国の個別具体的な分析及び対処方針が詳細に記載されている。当該部分を公にすると、広島ビジョン及び核軍縮・不拡散に関する我が国及び関係国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国及び関係国の信頼関係が損なわれ、将来、類似の交渉を行う際に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、広島ビジョン及び核軍縮・不拡散に関する我が国及び関係国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国及び関係国の信頼関係が損なわれ、将来、類似の交渉を行う際に支障を来すおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる部分について

当該部分には、特定年におけるG7各国の特定国連専門機関等に対する支援額が記載されていることが認められる。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、各国の当該機関等に対する支援額は公になっていないとのことであった。

そうすると、当該部分を公にすることにより、我が国が支援額を見積もる基礎となるG7各国の支援額が明らかとなり、当該情報を取りまとめた国際機関等との信頼関係が損なわれ、今後の予算編成業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることは妥当である。

(5) 別表1の番号5に掲げる部分について

当該部分には、外国政府職員の氏名及び肩書等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

外国政府職員の氏名の公表慣行については、局長級以上の職員の場合には公表慣行があるものとして扱っているが、それ以外の場合には不開示としているところ、当該部分に記載の外国政府職員は、局長級以上の職員には該当しないことから、不開示とした。

イ 上記アの諮問庁の説明を踏まえ検討すると、当該部分に記載の個人の氏名及び肩書については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(6) 別表1の番号6に掲げる部分について

当該部分には、我が国政府職員の非公表のメール・アドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面を御参照下さい】

(2) 本件請求文書 2

「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。*情報公開第01727号(2023-00306)での審査請求が情報公開・個人情報保護審査会の諮問を経ずに却下されたので、改めて請求する次第です。

(3) 本件請求文書 3

「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第00999号(2023-00126)で「追加的に開示決定等を行う予定」に該当するもの全て。

(4) 本件請求文書 4

「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。*情報公開第00999号(2023-00126)での審査請求が情報公開・個人情報保護審査会の諮問を経ずに却下されたので、改めて請求する次第です。

(5) 本件請求文書 5

「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第00999号(2023-00126)で「追加的に開示決定等を行う予定」に該当するもの全て。*情報公開第01558号に対する審査請求が諮問を経ずに却下されたので、改めて請求する次第です。

2 先行開示文書

文書1 (貼り出し) 「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」(令和5年5月19日)

3 本件対象文書

文書2 G7広島サミットにおける核軍縮分野での成果のイメージ(案)(令和4年12月16日)

文書3 (別紙1) 岸田総理の核軍縮外交の歩み(令和4年12月26日)

文書4 【議論のための叩き台】

文書5 (Non-Paper) Draft Concept Paper for the 2023 G7/NPDG

Process on Disarmament and Non-proliferation

- 文書 6 軍縮・不拡散に関するG 7 / N P D G プロセス（コンセプト・ペーパー（案））（令和5年1月6日）
- 文書 7 応答要領（案）（January 15, 2023）
- 文書 8 G 7 広島サミット：軍縮・不拡散関連議論 検討／議論の現状と今後の方向（案）（令和5年2月）
- 文書 9 G 7 不拡散局長級会合（N P D G）2 0 2 3 年第1回会合（2 0 2 3 年2月2 1 日～2 1 日、東京）
- 文書 1 0 HIROSHIMA ACTION PLAN
- 文書 1 1 「核軍縮に関するG 7 首脳広島ビジョン」に関する文書①
- 文書 1 2 （Non-Paper）”Marking 30 years - the relevance and significance of the FMCT”（draft）
- 文書 1 3 2 0 2 3 0 3 1 8 バディ応答要領（3 / 1 9 / 2 0 2 3）
- 文書 1 4 海部部長の米国・カナダ出張 発言ポイント（案）（令和5年3月18日現在）
- 文書 1 5 カナダとのバイ追加発言ポイント（案）（令和5年3月23日現在）
- 文書 1 6 米軍備管理・軍縮・不拡散政策（股野公使とバディNSC 上級部長（軍備管理・軍縮・不拡散担当）の意見交換）（第1685号）
- 文書 1 7 部長米国出張時御発言ポイント（カン国務次官補用）（令和5年3月16日）
- 文書 1 8 5段活用の改良
- 文書 1 9 G 7 広島サミット：軍縮・不拡散関連議論 あり得べき成果（案）・検討の現状（令和5年3月）
- 文書 2 0 あり得べき文言（案）
- 文書 2 1 「核軍縮に関するG 7 首脳広島ビジョン」に関する文書②
- 文書 2 2 G 7 外相コミュニケ（案）①
- 文書 2 3 4月3日：日英仏PD（G 7 外相コミュニケ（軍縮・不拡散））【基本方針】
- 文書 2 4 G 7 外相コミュニケ（案）②
- 文書 2 5 「核軍縮に関するG 7 首脳広島ビジョン」に関する文書③
- 文書 2 6 4月4日：G 7 外相コミュニケ（軍縮・不拡散）【基本方針】
- 文書 2 7 4月6日：G 7 外相コミュニケ（軍縮・不拡散）【仏との交渉】
- 文書 2 8 （外相コミュニケ軍縮・不拡散パラ）
- 文書 2 9 関連文言

- 文書 3 0 パラ：最新の状況
- 文書 3 1 関する文言
- 文書 3 2 核軍縮に関する G 7 首脳広島ビジョンに対する国内報道ぶり（令和 5 年 5 月 2 2 日）
- 文書 3 3 G 7 広島サミット：核軍縮分野における成果・発信（案）（令和 5 年 5 月）、ほか
- 文書 3 4 小野外審と英シェルパとの電話（2023 年 5 月 1 1 日）：小野外審からのデブリ（メモ）
- 文書 3 5 小野外審と英シェルパとのバイ（2023 年 5 月 1 1 日）
- 文書 3 6 小野外審と仏・英シェルパとのバイ（2023 年 5 月 1 4 日）
- 文書 3 7 シェルパ会合対処方針（2023 / 0 5 / 1 3 時点）
- 文書 3 8 英仏提案への対応ぶり（1 5 日セッション）
- 文書 3 9 （交渉中）核軍縮に関する G 7 首脳広島ビジョン（概要）
- 文書 4 0 Latest Financial Contribution to CTBTO
- 文書 4 1 G 7 各国拠出金（CTBTO）
- 文書 4 2 **【*The title to be decided and circulated】** May 21, 2023 Hiroshima①
- 文書 4 3 独立首脳文書への各国コメントの主なポイント（令和 5 年 4 月 2 8 日）
- 文書 4 4 **【*The title to be decided and circulated】** May 21, 2023 Hiroshima②
- 文書 4 5 **【*The title to be decided and circulated】** May 21, 2023 Hiroshima③
- 文書 4 6 **【*The title to be decided and circulated】** May 21, 2023 Hiroshima④
- 文書 4 7 **【*The title to be decided and circulated】** May 21, 2023 Hiroshima⑤
- 文書 4 8 **【*The title to be decided and circulated】** May 21, 2023 Hiroshima⑥
- 文書 4 9 **【*The title to be decided and circulated】** May 21, 2023 Hiroshima⑦
- 文書 5 0 **【*The title to be decided and circulated】** May 21, 2023 Hiroshima⑧
- 文書 5 1 「核軍縮に関する G 7 首脳広島ビジョン」に関する文書④
- 文書 5 2 Rev1 **【*The title to be decided and circulated】** May 19, 2023 Hiroshima①
- 文書 5 3 Rev1 **【*The title to be decided and circulated】** May 19,

2023 Hiroshima②
文書 5 4 Rev1 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima③
文書 5 5 「核軍縮に関する G 7 首脳広島ビジョン」に関する文書⑤
文書 5 6 Rev1 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima④
文書 5 7 Rev1 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima⑤
文書 5 8 Rev1 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima⑥
文書 5 9 (Eメール) Re:documents (2023年5月4日)
文書 6 0 Rev1 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima⑦
文書 6 1 Rev1 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima⑧
文書 6 2 Rev1 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima⑨
文書 6 3 Rev1 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima⑩
文書 6 4 Rev1 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima⑪
文書 6 5 Rev2 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima①
文書 6 6 Rev2 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima②
文書 6 7 Rev2 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima③
文書 6 8 Rev2 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima④
文書 6 9 Rev2 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima⑤
文書 7 0 Rev2 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima⑥
文書 7 1 Rev2 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima⑦
文書 7 2 Rev2 【*The title to be decided and circulated】 May 19,
2023 Hiroshima⑧
文書 7 3 Rev2 【*The title to be decided and circulated】 May 19,

2023 Hiroshima⑨

- 文書 7 4 Rev3 【G7 Leader's Hiroshima Vision on Nuclear Disarmament】 May 19, 2023 Hiroshima①
- 文書 7 5 (仮) 【軍縮に関するG7広島ビジョン】
- 文書 7 6 (Eメール) RE:REV2 draft - stand alone document (2023年5月10日)
- 文書 7 7 Rev3 【G7 Leader's Hiroshima Vision on Nuclear Disarmament】 May 19, 2023 Hiroshima②
- 文書 7 8 Rev3 【G7 Leader's Hiroshima Vision on Nuclear Disarmament】 May 19, 2023 Hiroshima③
- 文書 7 9 Rev3 【G7 Leader's Hiroshima Vision on Nuclear Disarmament】 May 19, 2023 Hiroshima④
- 文書 8 0 Rev3 【G7 Leader's Hiroshima Vision on Nuclear Disarmament】 May 19, 2023 Hiroshima⑤
- 文書 8 1 Rev3 【G7 Leader's Hiroshima Vision on Nuclear Disarmament】 May 19, 2023 Hiroshima⑥
- 文書 8 2 Rev4 【G7 Leader's Hiroshima Vision on Nuclear Disarmament】 May 19, 2023 Hiroshima①
- 文書 8 3 Rev4 【G7 Leader's Hiroshima Vision on Nuclear Disarmament】 May 19, 2023 Hiroshima②
- 文書 8 4 (5/15 post-Sherpa Session ver.) 【G7 Leader's Hiroshima Vision on Nuclear Disarmament】 May 19, 2023 Hiroshima
- 文書 8 5 G7 Leader's Hiroshima Vision on Nuclear Disarmament May 19, 2023 Hiroshima
- 文書 8 6 (仮訳) 核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン (2023年5月19日)
- 文書 8 7 G7 Leader's Hiroshima Vision on Nuclear Disarmament (May 19, 2023 Hiroshima)
- 文書 8 8 G7広島サミット核軍縮・不拡散 (令和5年5月)
- 文書 8 9 ベルトゥー仏戦略問題・安全保障・軍縮局長と海部軍科部長の意見交換 (令和4年12月27日)
- 文書 9 0 カン米国務次官補と海部軍科部長の意見交換 (記録) (令和4年12月27日)
- 文書 9 1 ステファン・リリー英国防・国際安全保障部長と海部軍科部長の意見交換 (令和4年12月27日)
- 文書 9 2 海部軍科部長とカン米国務次官補との電話協議 (記録) (令和5年1月12日)
- 文書 9 3 海部軍科部長とカナダ外務省との電話協議 (記録) (令和

- 5年1月12日)
- 文書94 アダム・シャインマン元NPT特別代表との意見交換（個人メモ）（令和5年1月14日）
- 文書95 カナダ外務省との意見交換（個人メモ）（令和5年1月15日）
- 文書96 海部軍科部長とザウター独外務省国際秩序・国連・軍縮管理総局長及びリーグラフ独外務省軍縮・不拡散・軍備管理局長との協議（記録）（令和5年1月17日）
- 文書97 海部軍科部長とアントニーニ伊外務省軍縮・軍備管理・不拡散部長との協議（記録）（令和5年1月18日）
- 文書98 海部軍科部長とリリー英外務省国防・国際安全保障部長との協議（記録）（令和5年1月19日）
- 文書99 海部軍科部長とベルトゥー仏欧州・外務省戦略問題・安全保障・軍縮局長との協議（記録）（令和5年1月22日）
- 文書100 海部軍科部長とファン・デーレン欧州対外活動庁軍縮・不拡散特使との協議（記録）（令和5年1月24日）
- 文書101 2023G7日本議長国：軍縮不拡散・平和利用関連の議論の現状（R5. 1. 25）
- 文書102 報告（海部軍科部長とG7カウンターパートとの協議）概略（令和5年1月25日）
- 文書103 海部軍科部長とヴァディ米NSC軍備管理・軍縮・不拡散上級部長との意見交換（記録）（令和5年2月1日）
- 文書104 新START（海部軍科部長とヴァディ米NSC軍備管理・軍縮・不拡散上級部長との意見交換：概要）（第8853号）
- 文書105 シャインマン元米NPT特別代表との意見交換（概要）（令和5年2月1日）
- 文書106 海部軍科部長とカン米国務次官補との電話協議（記録）（令和5年2月13日）
- 文書107 Concept Paper for the 2023 G7/NPDG Process on Disarmament and Non-proliferation
- 文書108 海部軍科部長とヴェリック仏戦略問題・安全保障・軍縮局次長との協議（記録）（令和5年2月20日）
- 文書109 海部軍科部長と加との電話協議（記録）（令和5年2月22日）
- 文書110 海部軍科部長とステファン・リリー英国防・国際安全保障部長との協議（記録）（令和5年2月22日）
- 文書111 2023年第1回G7不拡散局長級会合（NPDG）（速

- 報) (令和5年2月24日)
- 文書112 米加反応 (令和5年2月24日)
- 文書113 海部軍科部長とカン米国務次官補 (国際安全保障・不拡散担当) との意見交換 (令和5年3月23日)
- 文書114 「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関する文書④
- 文書115 核不拡散、原子力安全、軍備管理 (イラン、ウクライナ、ALPS処理水、CWC) : 海部軍科部長とカン米国務次官補 (国際安全保障・不拡散担当) との意見交換 (第2112号)
- 文書116 海部軍科部長とキンボール米軍備管理協会 (ACA) 事務局長との意見交換 (第2165号)
- 文書117 海部軍科部長と加との協議① (令和5年3月25日)
- 文書118 海部軍科部長と加との協議② (令和5年3月25日)
- 文書119 軍縮・不拡散関連諸課題に関する日加協議 (核兵器禁止条約、核兵器の非人道性、ザポリジャ原発、CWC関連 : 海部軍科部長と加外務省との意見交換) (第960号)
- 文書120 報告 (海部軍科部長の北米出張 (3月22日~27日)) (令和5年4月3日)
- 文書121 「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関する文書⑤
- 文書122 石井軍軍長と英仏カウンターパートとの意見交換 (令和5年3月28日)
- 文書123 日英仏NPDG会合 (記録) (令和5年3月30日)
- 文書124 石井軍軍長と英仏カウンターパートとの意見交換 (令和5年3月31日)
- 文書125 Japan's text: March 31 proposal
- 文書126 UK Proposals-31 March
- 文書127 (記録) 日英仏政務局長 (PD) 電話協議
- 文書128 日英仏課長級会合 (記録) (令和5年4月5日)
- 文書129 「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関する文書⑥
- 文書130 海部軍科部長とバディ米NSC軍備管理・軍縮・不拡散上級部長との意見交換 (記録) (令和5年4月10日)
- 文書131 山田外審への報告
- 文書132 「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関する文書⑦
- 文書133 日仏協議メモ (2023年4月11日)
- 文書134 シャインマン米特別代表とのやりとり (4月12日)
- 文書135 海部部長主催下での日米英仏での議論 (2023.04.13)
- 文書136 「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関する文書⑧
- 文書137 「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に関する文書⑨

- 文書138 米国との電話協議（ポイント）（備忘メモ）（令和5年5月1日）
- 文書139 英国との電話協議（ポイント）（備忘メモ）（令和5年5月2日）
- 文書140 仏との電話協議（ポイント）（備忘メモ）（令和5年5月2日）
- 文書141 カナダとの電話協議（ポイント）（備忘メモ）（令和5年5月2日）
- 文書142 ドイツとの電話協議（ポイント）（備忘メモ）（令和5年5月2日）
- 文書143 カナダとの電話協議（ポイント）（備忘メモ）（令和5年5月5日）
- 文書144 米国との電話協議（ポイント）（備忘メモ）（令和5年5月8日）
- 文書145 日英NPDG間のやり取り（令和5年5月10日）
- 文書146 仏との電話協議（ポイント）（備忘メモ）（令和5年5月11日）
- 文書147 米英仏との電話協議（ポイント）（備忘メモ）
- 文書148 経政からのデブリ
- 文書149 核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン（骨子）（令和5年5月）
- 文書150 米軍備管理・軍縮・不拡散政策（股野公使とバディNSC上級部長（軍備管理・軍縮・不拡散担当）の意見交換）（第772号）
- 文書151 G7広島サミット（フロイドCTBTO事務局長からのメッセージ）（本使電）（第1316号）
- 文書152 中国の軍備管理・軍縮（核軍縮に関するG7首脳広島ビジョンへの中国側コメント：中国外交部定例記者会見）（第4121号）
- 文書153 クルーシ第77回国連総会議長による核軍縮に関するビデオメッセージの発出（第2848号）
- 文書154 軍縮会議（「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」の回付）（第553号）
- 文書155 中東非大量破壊兵器地帯構想（意見交換）（本使電）（第568号）
- 文書156 G7広島サミット（軍縮関係者からの評価）（第590号）
- 文書157 第11回NPT運用検討会議（VCDNP及びCNS共催のNPTワークショップ：全般、核軍縮）（本使電）（第61

- 5号)
- 文書158 軍縮会議（本会議（6月6日・8日）：「核ドクトリン・戦略の透明性」に関するパネルディスカッション及び一般討論）（第624号）
- 文書159 G7サミット（ベンチーニ・イタリア軍縮代大使との意見交換）（本使電）（第648号）
- 文書160 （核軍縮）（本使電）（第1027号）
- 文書161 海部軍科部長とジェンキンス米国务次官（軍備管理・国際安全保障担当）との意見交換（概要：G7、NPT等）（第51543号）
- 文書162 日韓軍縮・不拡散協議（別電2：G7広島サミット）（第53447号）
- 文書163 日ニュージーランド軍縮・不拡散協議（別電1：核兵器不拡散条約（NPT）運用検討サイクル）（第57250号）
- 文書164 海部軍科部長と中満国連事務次長（軍縮担当上級代表）との意見交換（記録）（第68146号）
- 文書165 北川軍科部長とアントニーニ・イタリア外務省軍縮不拡散部長との協議（記録）（第103029号）
- 文書166 ウィルトンパーク主催会合（G7広島サミットと核軍縮）（第103815号）

別表1 (原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書16、文書104、文書114ないし文書116、文書119、文書150ないし文書166（発受信時刻、パターン・コード及び局課番号等）	現在外務省が使用している公電システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、公電の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法5条3号、6号
2	文書2（1頁目下から1行目ないし13行目）、文書4（3頁目）、文書9、文書12、文書16（番号1以外の不開示部分）、文書23、文書27、文書28、文書34ないし文書36、文書43、文書55、文書59（番号5及び番号6以外の不開示部分）、文書75、文書76（1頁目ヘッダー部分を除き20行目ないし24行目、2頁目15行目ないし27行目、3頁目9行目ないし19行目及び最終行、4頁目1行目ないし8行目及び下から2行目ないし11行目）、文書89（番号5以外の不開示部分）、文書90（番号5以外の不開示部分）、文書91、文書92（番号5以外の不開示部分）、文書94、文書95ないし文	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する記述、若しくは公にしないことを前提として関係国から提供された情報であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。	法5条3号

<p>書100（番号5以外の不開示部分）、文書101、文書102、文書103（番号5以外の不開示部分）、番号104（番号1及び番号5以外の不開示部分）、文書105ないし文書107、文書108ないし文書110（番号5以外の不開示部分）、文書111、文書112、文書113（番号5以外の不開示部分）、文書114（番号1及び番号5以外の不開示部分）、文書115（番号1及び番号5以外の不開示部分）、文書116（番号1以外の不開示部分）、文書117（番号5以外の不開示部分）、文書118（番号5以外の不開示部分）、文書119（番号1及び番号5以外の不開示部分）、文書120、文書121、文書122（番号5以外の不開示部分）、文書123（番号5以外の不開示部分）、文書124ないし文書127、文書128（番号5以外の不開示部分）、文書129、文書130（番号5以外の不開示部分）、文書131、文書132、文書133（番号5以外の不開示部分）、文書134、文書135（番号5以外の不開示部分）、文</p>		
--	--	--

	<p>書 1 3 6 ないし文書 1 3 8、文書 1 3 9 ないし文書 1 4 3（番号 5 以外の不開示部分）、文書 1 4 4 ないし文書 1 4 6、文書 1 4 7（番号 5 以外の不開示部分）、文書 1 4 8、文書 1 5 0（番号 1 及び番号 5 以外の不開示部分）、文書 1 5 1（番号 1 以外の不開示部分）、文書 1 5 5 ないし文書 1 5 7（番号 1 以外の不開示部分）、文書 1 5 9、文書 1 6 0、文書 1 6 1（番号 1 及び番号 5 以外の不開示部分）、文書 1 6 2 ないし文書 1 6 4（番号 1 以外の不開示部分）、文書 1 6 5（番号 1 及び番号 5 以外の不開示部分）、文書 1 6 6（番号 1 以外の不開示部分）</p>		
3	<p>文書 2（番号 2 以外の不開示部分）、文書 3、文書 4（番号 2 以外の不開示部分）、文書 5 ないし文書 8、文書 1 1、文書 1 3 ないし文書 1 5、文書 1 7 ないし文書 2 2、文書 2 4 ないし文書 2 6、文書 2 9 ないし文書 3 1、文書 3 3、文書 3 7 ないし文書 3 9、文書 4 2、文書 4 4 ないし文書 5 4、文書 5 6 ないし文書 5 8、文書 6 0 ないし文書 7 4、文書 7 7 ないし文書 8 5、文書 8 8</p>	<p>公にしないことを前提とした国際会議における我が国政府部内の対処方針に関する記述であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。</p>	<p>法 5 条 3 号、5 号</p>

4	文書40、文書41	予算の用途についての他の行政機関との協議に係る情報であり、公にすることにより、予算執行事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法5条6号
5	文書59（1頁目本文1行目、3行目及び4行目、下から1行目ないし7行目、2頁目6行目及び7行目）、文書76（番号2及び番号6以外の不開示部分）、文書89（1頁目本文5行目ないし7行目）、文書90（1頁目本文6行目及び7行目）、文書92（1頁目本文4行目）、文書93（1頁目件名、本文1行目、2行目、4行目及び5行目）、文書95（1頁目件名、本文1行目及び3行目）、文書96（1頁目本文5行目）、文書97（1頁目本文4行目）、文書98（1頁目本文4行目及び5行目）、文書99（1頁目本文4行目ないし6行目）、文書100（1頁目本文4行目及び5行目）、文書103（1頁目本文5行目）、文書104（2頁目4行目）、文書108（1頁目本文5行目及び6行目）、文書109（1頁目1行目、5行目ないし10行目）、文書110（1頁目本文4行目ない	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、公表慣行があるものを除き、不開示とした。	法5条1号

	し 6 行目)、文書 1 1 3 (1 頁目本文 5 行目)、文書 1 1 4 (1 頁目本文 6 行目)、文書 1 1 5 (1 頁目本文 4 行目ないし 6 行目)、文書 1 1 7 (1 頁目本文 1 行目ないし 7 行目)、文書 1 1 8 (1 頁目 1 行目、4 行目ないし 9 行目)、文書 1 1 9 (1 頁目 件名、本文 1 行目ないし 6 行目)、文書 1 2 2 (1 頁目 本文 1 行目及び 2 行目)、文書 1 2 3 (1 頁目 本文 5 行目ないし 8 行目の 不開示部分)、文書 1 2 8 (1 頁目 4 行目及び 5 行目)、文書 1 3 0 (1 頁目 本文 3 行目)、文書 1 3 3 (1 頁目 2 行目)、文書 1 3 5 (1 頁目 6 行目及び 7 行目)、文書 1 3 9 (1 頁目 5 行目及び 6 行目)、文書 1 4 0 (1 頁目 4 行目)、文書 1 4 1 (1 頁目 4 行目)、文書 1 4 2 (1 頁目 4 行目)、文書 1 4 3 (1 頁目 4 行目)、文書 1 4 7 (1 頁目 7 行目ないし 9 行目)、文書 1 5 0 (1 頁目本文 3 行目)、文書 1 6 1 (2 頁目 5 行目及び 6 行目)、文書 1 6 5 (2 頁目 4 行目及び 5 行目)		
6	文書 5 9 (2 頁目 4 行目)、文書 7 6 (1 頁目下 から 7 行目、2 頁目 6 行目	外務省の非公表のメール・アドレスであり、公にすることにより、事務の適正な遂行に	法 5 条 6 号

	ないし13行目、最終行目 ないし3頁目7行目、下か ら3行目ないし10行目、 4頁目21行目ないし28 行目)	支障を及ぼすおそれがあるた め、不開示とした。	
--	---	----------------------------	--

別表 2 (諮問庁が新たに開示する部分)

番号	文書番号	新たに開示する部分
1	文書 7	3 頁目の本文 3 5 行目ないし頁末尾、4 頁目全部
2	文書 8 8	全部
3	文書 9 0	1 頁目本文 6 行目の一人目の氏名及び肩書
4	文書 1 1 4	1 頁目の公電番号
5	文書 1 1 5	1 頁目本文 4 行目の不開示部分及び 5 行目 2 0 文字目まで
6	文書 1 1 9	1 頁目件名
7	文書 1 2 1	1 行目及び 2 行目
8	文書 1 5 0	4 頁目の追配依頼先及び転電依頼先
9	文書 1 5 1	本文 1 行目
1 0	文書 1 5 7	1 頁目の本文 1 行目ないし 5 行目
		1 2 頁目の上部ロゴ (2 箇所)、本文 1 行目ないし 7 行目
		1 5 頁目の上部ロゴ (2 箇所)、本文 1 行目ないし 7 行目
1 1	文書 1 5 9	1 頁目の本文 1 行目ないし 2 行目右から 1 1 文字目、3 行目左から 1 2 文字目ないし行末
1 2	文書 1 6 4	2 頁目の 2 行目左 1 0 文字目ないし 3 行目行末
1 3	文書 1 6 6	6 頁目全部、7 頁目下 5 行を除く部分